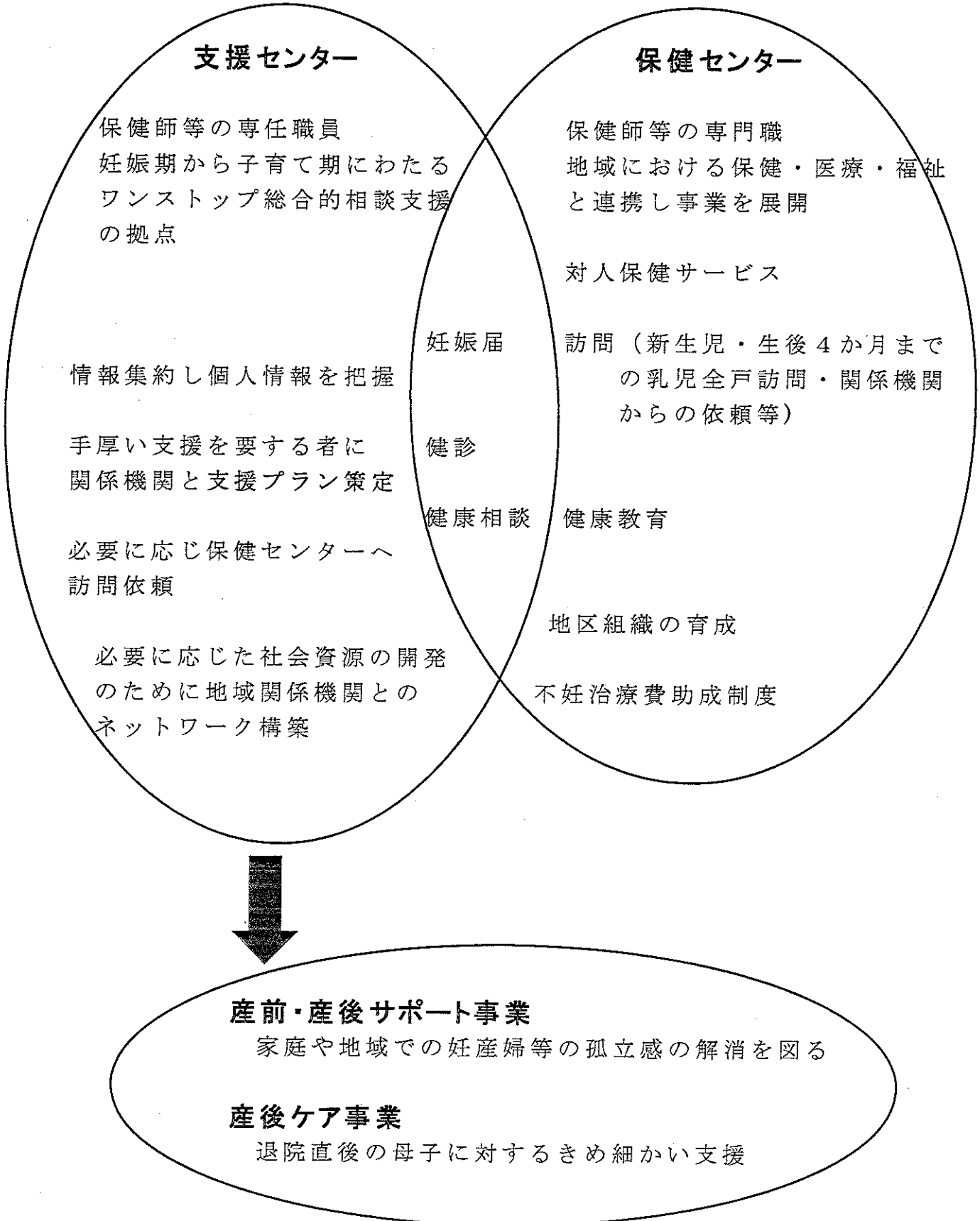


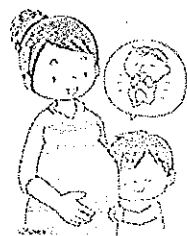
山陽小野田市子育て世代包括支援センターについて



利用者支援事業(母子保健型)について

- 母子保健に関する相談にも対応するため、利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備する。
- 利用者支援事業の(母子保健型)については、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

※ 平成26年度は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行。



妊産婦等

相談



助言・指導



- ・ 様々な悩み等に対する相談支援
- ・ 必要な支援をコーディネート
- ※ 支援プランに基づいた助言・指導

子育て世代包括支援センター (利用者支援事業(母子保健型))

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定



連携・委託



関係機関

- ・ 医療機関(産科等)
- ・ 保健所
- ・ 児童相談所
- ・ 子育て支援機関
- ・ 利用者支援実施施設
- ・ 民間機関

【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)

妊娠に関する普及啓発

妊婦健診

全乳児家庭
戸訪問
事業

産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)

定期健診

予防接種

養子縁組

不妊相談

両親学級等

子育て支援策

- ・ 保育所
- ・ 里親
- ・ 乳児院
- ・ その他子育て支援策